東京医療保健大学東が丘看護学部履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学則に基づき、東京医療保健大学東が丘看護学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業科目）

第２条　東が丘看護学部の授業科目は、学則第10条第４項に定めるところにより構成する。
また、学則第10条の２第２項に基づき、副専攻として、「国際看護学コース」に関する科目を置く。副専攻に関しては必要な事項は別に定める。

２　卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。

(1) 必修科目・・・・・・・・必ず履修しなければならない科目。

(2) 選択必修科目・・・・指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目。

(3) 選択科目・・・・・・・・自由に選択できる科目。

（授業期間・授業時間）

第３条　授業期間は、前期・後期のセメスター制とする。

２　授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。

３　授業時間は、90分間の授業時間をもって１時限とし、単位上の計算は２時間の学修を行ったものとする。

４　授業時間は、原則として１日５時限とし、次のとおりとする。

１時限目	９：00～10：30
２時限目	10：40～12：10
３時限目	13：00～14：30
４時限目	14：40～16：10
５時限目	16：20～17：50

５　学外における実習については、別に定める。

（単位の認定・学修の評価）

第４条　単位認定に係る学修評価は、試験によって行うものとする。

２　単位認定に係る試験の評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。

３　再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC（60点）とする。

４　単位を認定されなかった科目は、再履修することができる。

（試験）

第５条　試験は期間を定めて行う。

２　前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

3　試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行う。

4　次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。

(1) 履修登録をしていない者。

(2) 授業の欠席が、定められた授業時間数に対して、講義・演習科目については授業時間数の 3 分の 1 を、実習科目については授業時間数の 5 分の 1 を超えた者。

5　前項第 2 号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

（追試験、再試験、追実習）

第 6 条　疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

2　試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。

3　その他追試験、再試験、追実習に関し、必要な事項は、別に定める。

（再履修）

第 7 条　単位を認定されなかった科目は、次年度以降に再履修することができる。

2　その他再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

（履修登録）

第 8 条　履修しようとする授業科目については、各セメスター始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。

2　１年間に履修登録できる単位数の上限については 45 単位とする。

3　学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び学部が特に必要と認める学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができるものとする。

（休講）

第 9 条　休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止、及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

2　休講があった場合は、原則として補講を行う。

（欠席）

第 10 条 疾病等により、欠席が 2 週間以上にわたる場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添え、東が丘事務部に提出しなければならない。必要に応じ 1 週間でも診断書を求める場合がある。

2　次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席

回数に算入されない日数は以下に定める。

(1) 親族等の死亡による忌引き。

※ 1 親等･･･7 日、2 親等･･･3 日、3 親等･･･1 日

(2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。

(3) 学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合。

(4) その他、本学が必要と認めた場合。

（不正行為）

第 11 条 試験等において不正行為を行った者は、当該セメスターの全履修科目を不合格とする場合がある。

附　則

１．この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

２．この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する(第 8 条の３)。

３．この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条については、令和４年度入学生から適用する。